

# 令和3年 地域児童福祉事業等調査結果の概況

## 目 次

調査の概要	1
結果の概要	
I 認可外保育施設の状況	
1 施設数、利用児童数、保育従事者数	3
2 設置主体	6
3 開所時間、保育提供可能時間（平日）	7
4 健康診断	8
5 利用料	10
6 施設の今後の方向性等	12
用語の解説	16

令和3年地域児童福祉事業等調査の結果は、厚生労働省ホームページに掲載しています。

アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/25-20b.html>)

## 調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

調査は、市町村事業調査、認可外保育施設利用世帯調査、認可外保育施設調査から構成され、それぞれ3年周期で実施している。

令和3年は、認可外保育施設調査を実施した。

### 2 調査の対象及び客体

#### (1) 基本票

都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市

#### (2) 詳細票

児童福祉法第59条の2に基づいて届出された全国の認可外保育施設

	調査対象数	回収数	回収率	有効回答数
認可外保育施設調査	20,002	16,620	83.1%	14,319

### 3 調査の期日

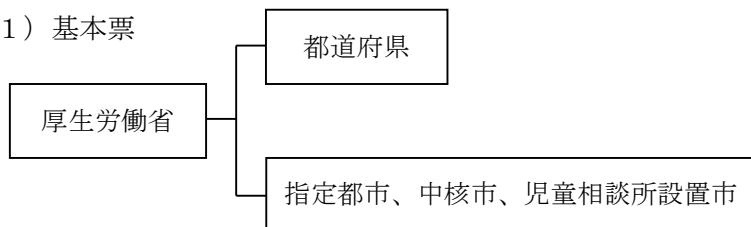
令和3年10月1日

### 4 調査事項

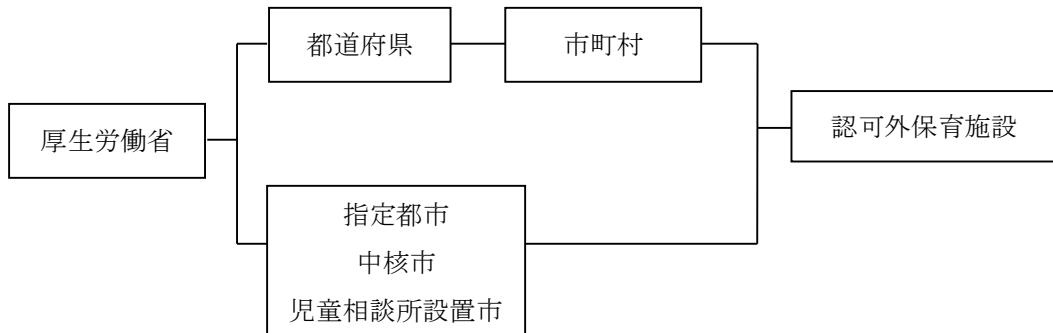
- (1) 基本票：施設名、所在地、設置主体、施設の類型、建物の形態 等
- (2) 詳細票：施設名、通常の開所時間、利用児童数、保育従事者数 等

## 5 調査方法及び系統

### (1) 基本票



### (2) 詳細票



## 6 調査の集計

結果の集計は、厚生労働省子ども家庭局で行った。

## 7 利用上の注意

### (1) 表章記号の規約

「-」: 計数がない場合

(2) 計数の四捨五入により、内訳の合計が「総数」に合わない場合もある。

## 結 果 の 概 要

### I 認可外保育施設の状況

#### 1 施設数、利用児童数、保育従事者数

認可外保育施設の施設数をみると、「事業所内保育施設」は 7,906 か所、「ベビーホテル」は 1,032 か所、「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者」）」（以下、「ベビーシッター事業者」という）は 6,135 か所、「その他の認可外保育施設」は 4,884 か所となっている。

利用児童数をみると、「事業所内保育施設」は 105,794 人、「ベビーホテル」は 11,972 人、「ベビーシッター事業者」は 5,475 人、「その他の認可外保育施設」は 97,531 人となっている。（表 1）

このうち、利用児童数の割合を年齢別にみると、「事業所内保育施設」では 0～2 歳（低年齢児）の割合が 65.2% と特に高くなっている。（図 1）

表 1 認可外保育施設の類型別施設・事業者数と利用児童数

	事業所内保育施設	ベビーホテル	ベビーシッター事業者	その他の認可外保育施設
施設数(か所)	7,906 (7,058)	1,032 (751)	6,135 (2,352)	4,884 (4,118)
利用児童数(人)	105,794	11,972	5,475	97,531

注：施設数の値は調査対象の施設数であり、（ ）内の値は有効回答のあった施設数である。

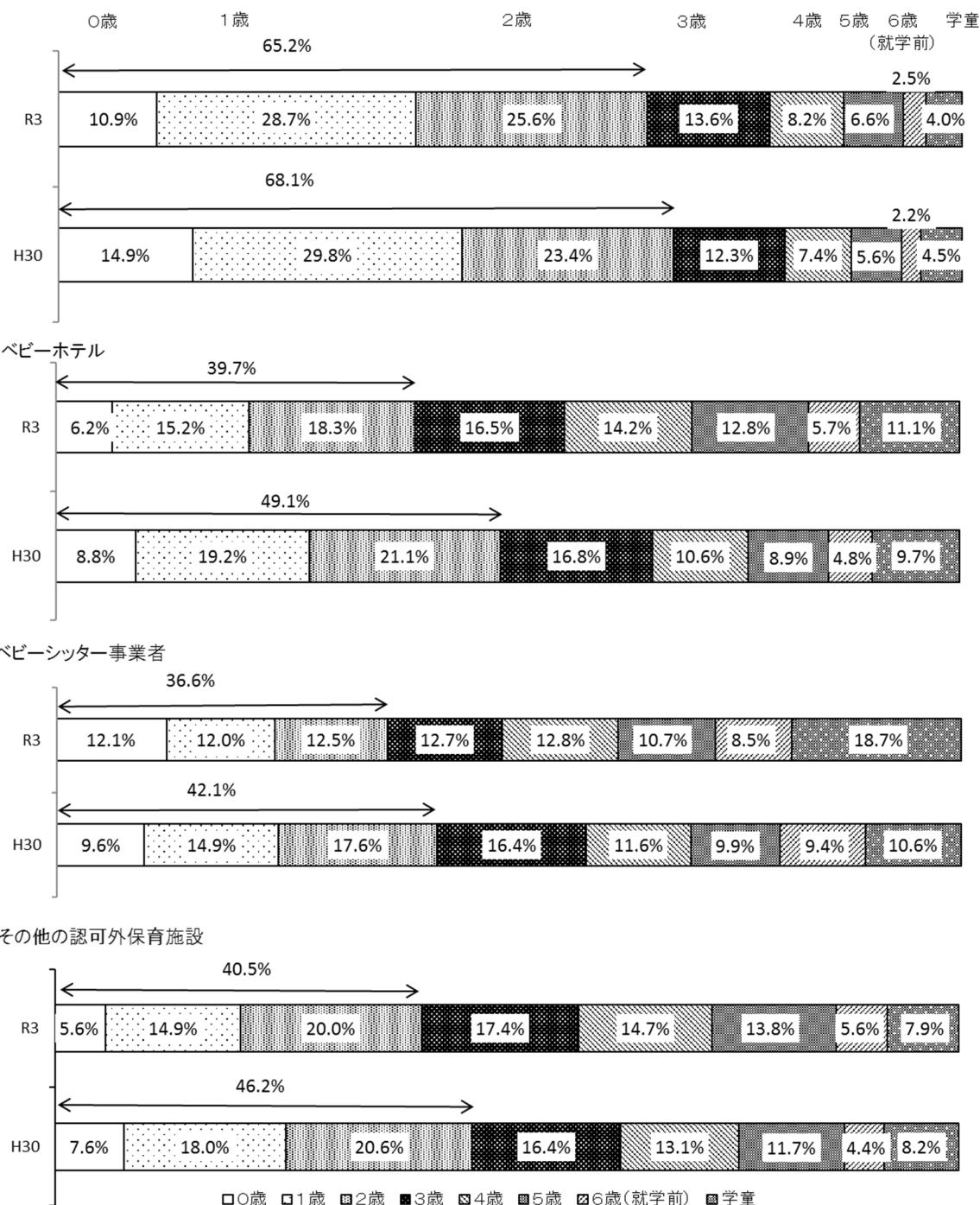
注：利用児童数の値は、有効回答のあった施設内の児童数である。

注：施設類型不詳は除く。

注：令和元年 7 月 1 日から全ての事業所内保育施設が届出対象となった。

図1 認可外保育施設の類型別年齢別利用児童数

事業所内保育施設



注：令和3年は令和3年10月1日時点、平成30年は平成30年10月1日時点の児童の状況（満年齢）

認可外保育施設に勤務する保育従事者数のうち、保育士数をみると、「事業所内保育施設」は 42,366 人、「ベビーホテル」は 2,749 人、「ベビーシッター事業者」は 2,784 人、「その他の認可外保育施設」は 18,647 人となっている。

また、保育従事者一人あたりの利用児童数をみると、「事業所内保育施設」は 1.9 人、「ベビーホテル」は 2.3 人、「ベビーシッター事業者」は 0.7 人、「その他の認可外保育施設」は 3.1 人となっている。(表 2)

表 2 施設の類型別保育従事者（実人数）の状況

	事業所内保育施設			ベビーホテル			ベビーシッター事業者			その他の認可外保育施設		
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
保育従事者数(人)	54,255	28,377	25,878	5,313	2,580	2,733	7,936	1,910	6,026	31,132	17,503	13,629
(再掲)保育士数(人)	42,366	23,963	18,403	2,749	1,536	1,213	2,784	1,062	1,722	18,647	11,594	7,053

	事業所内保育施設				ベビーホテル				ベビーシッター事業者				その他の認可外保育施設			
	H30		R3		H30		R3		H30		R3		H30		R3	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
保育従事者	54.9%	45.1%	52.3%	47.7%	50.2%	49.8%	48.6%	51.4%	13.2%	86.8%	24.1%	75.9%	56.9%	43.1%	56.2%	43.8%
(再掲)保育士	59.2%	40.8%	56.6%	43.4%	55.8%	44.2%	55.9%	44.1%	22.2%	77.8%	38.1%	61.9%	63.5%	36.5%	62.2%	37.8%
保育従事者一人あたり利用児童数(人)		2.2		1.9		2.6		2.3		0.9		0.7		3.4		3.1
(再掲)保育士一人あたり利用児童数(人)		2.8		2.5		5.1		4.4		2.7		2.0		5.5		5.2

## 2 設置主体

認可外保育施設の設置主体をみると、「事業所内保育施設」は、「株式会社」が46.0%と最も多く、次いで「その他法人」が38.5%となっている。

「ベビーホテル」は、「個人」が37.6%と最も多く、次いで「株式会社」が35.4%となっている。

「ベビーシッター事業者」は「個人」が92.5%と最も多く、次いで「株式会社」が4.1%となっている。

「その他の認可外保育施設」は「株式会社」が34.5%と最も多く、次いで「個人」が28.6%となっている。(表3)

表3 認可外保育施設の類型別設置主体の状況

	総数	都道府県等(公立)	個人	株式会社	社会福祉法人	NPO法人	その他法人	任意団体
事業所内保育施設	100.0%	3.3%	1.2%	46.0%	8.7%	1.8%	38.5%	0.6%
ベビーホテル	100.0%	4.4%	37.6%	35.4%	1.3%	7.4%	13.3%	0.8%
ベビーシッター事業者	100.0%	0.0%	92.5%	4.1%	0.3%	0.8%	2.0%	0.2%
その他の認可外保育施設	100.0%	5.4%	28.6%	34.5%	2.6%	6.3%	21.3%	1.4%

注：1) 「その他法人」とは、「都道府県等（公立）」「個人」「株式会社」「社会福祉法人」「NPO法人」のいずれにも該当しない法人であり、医療法人、有限会社、商法に基づかない法人等をいう。

2) 「任意団体」とは、保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体をいう。

3) 施設類型不詳、設置主体不詳は除く。

### 3 開所時間、保育提供可能時間（平日）

認可外保育施設の平日の開所時間、保育提供可能時間をみると、「事業所内保育施設」では、「12 時間～15 時間未満」が 32.6%と最も多く、次いで「11 時間～12 時間未満」が 26.9%となっている。

「ベビーホテル」では、「12 時間～15 時間未満」が 25.7%と最も多く、次いで「24 時間」が 12.2%となっている。

「ベビーシッター事業者」では、「12 時間～15 時間未満」が 17.9%と最も多く、次いで「15 時間～20 時間未満」が 14.5%となっている。

「その他の認可外保育施設」では、「12 時間～15 時間未満」が 27.8%と最も多く、次いで「11 時間～12 時間未満」が 27.6%となっている。（表4）

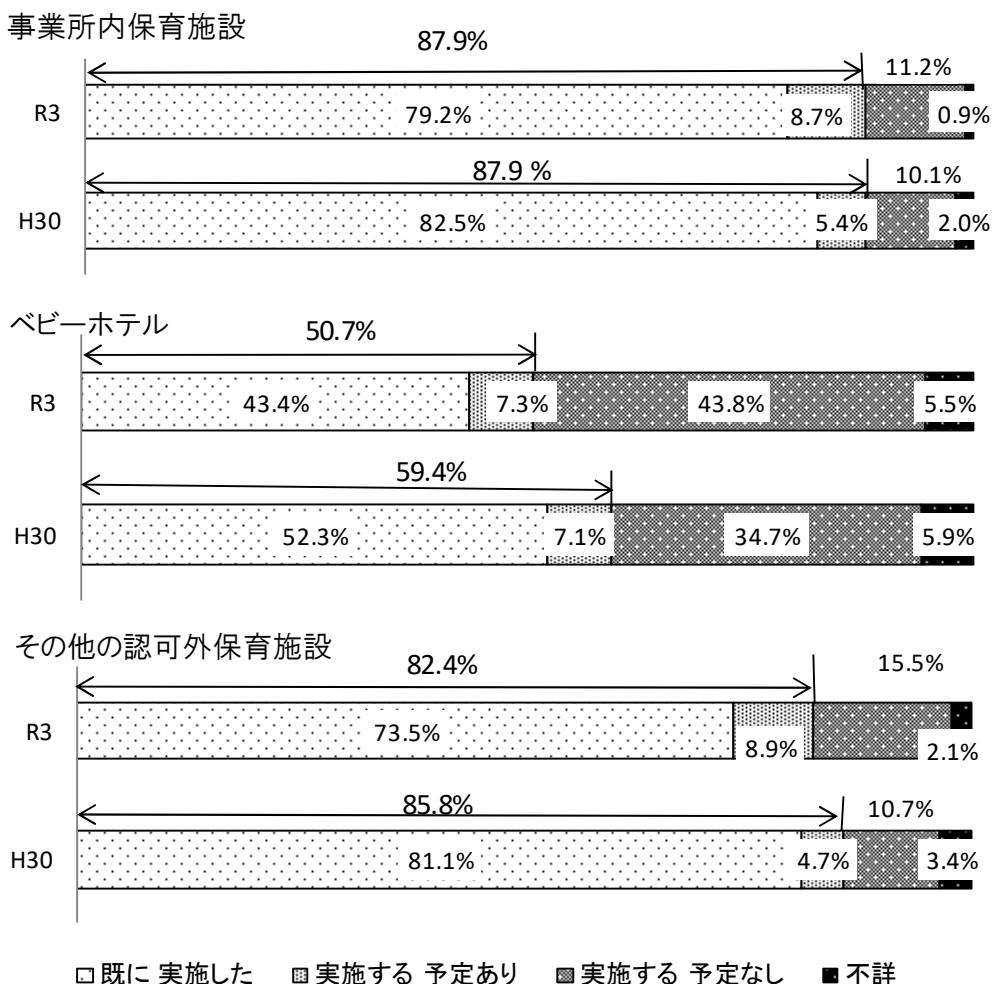
表4 施設類型別の開所時間、保育提供可能時間（平日）

	総数	7時間未満	7時間～8時間未満	8時間～9時間未満	9時間～10時間未満	10時間～11時間未満	11時間～12時間未満	12時間～15時間未満	15時間～20時間未満	20時間～24時間未満	24時間
事業所内保育施設	100.0%	4.5%	5.3%	3.6%	7.7%	12.3%	26.9%	32.6%	1.9%	0.3%	4.9%
ベビーホテル	100.0%	5.1%	3.8%	11.4%	9.3%	10.0%	8.3%	25.7%	9.6%	4.6%	12.2%
ベビーシッター事業者	100.0%	13.2%	4.9%	8.4%	10.0%	6.8%	6.8%	17.9%	14.5%	5.3%	12.1%
その他の認可外保育施設	100.0%	6.4%	2.1%	7.1%	10.6%	16.3%	27.6%	27.8%	1.2%	0.1%	0.8%

#### 4 健康診断

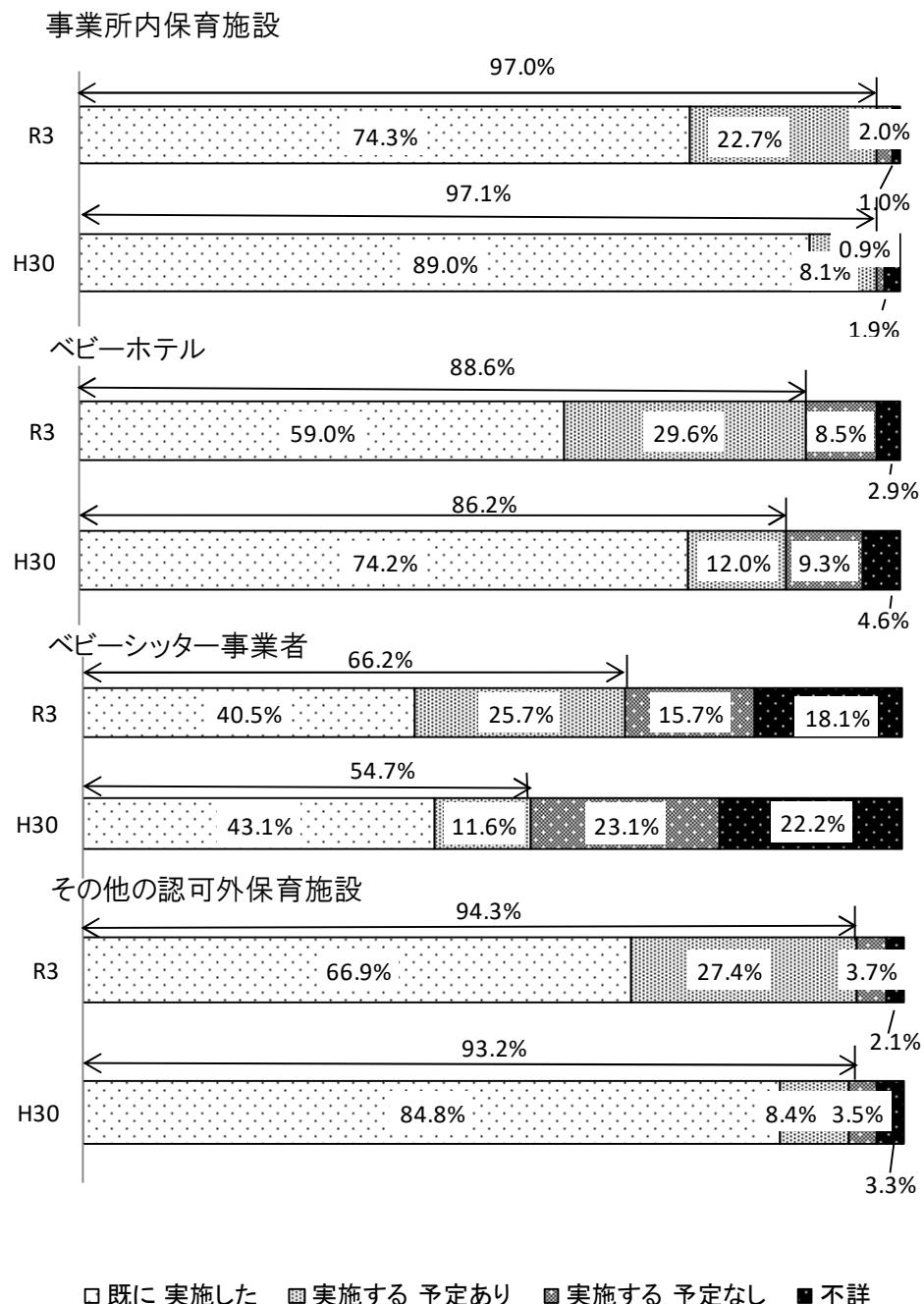
認可外保育施設における児童の健康診断の実施状況をみると、「既に実施した」「実施する予定あり」が「事業所内保育施設」では 87.9%、「ベビーホテル」では 50.7%、「その他の認可外保育施設」では 82.4%となっている。(図 2)

図 2 認可外保育施設の類型別にみた健康診断の実施状況（児童）



認可外保育施設における職員の健康診断の実施状況をみると、「既に実施した」「実施する予定あり」が「事業所内保育施設」では97.0%、「ベビーホテル」では88.6%、「ベビーシッター事業者」では66.2%、「その他の認可外保育施設」では94.3%となっている。(図3)

図3 認可外保育施設の類型別にみた健康診断の実施状況（職員）



## 5 利用料

### (1) 月額利用料の状況

認可外保育施設における月額利用料をみると、「事業所内保育施設」では0歳～2歳で「3～5万円未満」、3歳～6歳（就学前）で「1～3万円未満」が最も高くなっている。「ベビーホテル」、「その他の認可外保育施設」では「3～5万円未満」が全ての年齢で最も高くなっている。「ベビーシッター事業者」では「1万円未満」が全ての年齢で最も高くなっている。（表5）

表5 認可外保育施設の類型別にみた月額利用料

		利用料						平均利用料(円) R3
		総数	1万円未満	1～3万円未満	3～5万円未満	5～7万円未満	7万円以上	
事業所内保育施設	0歳	100.0%	7.8%	37.7%	49.3%	4.5%	0.7%	29,008
	1歳	100.0%	14.0%	38.0%	43.5%	3.9%	0.7%	26,867
	2歳	100.0%	14.6%	37.8%	43.1%	4.0%	0.6%	26,616
	3歳	100.0%	33.3%	44.9%	19.6%	1.6%	0.6%	18,755
	4歳	100.0%	35.4%	47.6%	15.0%	1.4%	0.7%	17,826
	5歳	100.0%	32.2%	49.8%	15.7%	1.6%	0.6%	18,417
	6歳(就学前)	100.0%	33.5%	49.8%	15.1%	1.2%	0.4%	17,484
ベビーホテル	0歳	100.0%	0.9%	8.4%	39.5%	29.7%	21.5%	57,815
	1歳	100.0%	1.0%	9.3%	44.9%	21.7%	23.0%	58,287
	2歳	100.0%	1.0%	10.6%	46.1%	20.5%	21.7%	56,975
	3歳	100.0%	2.1%	14.0%	48.7%	16.6%	18.7%	54,590
	4歳	100.0%	2.5%	16.4%	49.0%	14.5%	17.5%	50,230
	5歳	100.0%	2.5%	18.6%	47.2%	15.0%	16.7%	49,313
	6歳(就学前)	100.0%	2.0%	22.0%	45.9%	14.2%	15.9%	48,907
ベビーシッターサー	0歳	100.0%	81.4%	2.3%	2.3%	4.7%	9.3%	19,443
	1歳	100.0%	79.2%	2.1%	2.1%	6.3%	10.4%	24,690
	2歳	100.0%	82.0%	0.0%	4.0%	4.0%	10.0%	22,484
	3歳	100.0%	85.1%	0.0%	2.1%	2.1%	10.6%	21,580
	4歳	100.0%	81.5%	3.7%	1.9%	1.9%	11.1%	23,516
	5歳	100.0%	83.6%	1.8%	3.6%	1.8%	9.1%	19,246
	6歳(就学前)	100.0%	90.0%	0.0%	2.0%	2.0%	6.0%	13,559
認可その他の保育施設	0歳	100.0%	1.5%	19.4%	40.5%	28.0%	10.6%	44,926
	1歳	100.0%	2.9%	14.3%	44.4%	26.9%	11.5%	46,364
	2歳	100.0%	3.4%	16.8%	44.7%	22.9%	12.1%	45,494
	3歳	100.0%	7.6%	15.2%	43.4%	20.9%	12.9%	44,815
	4歳	100.0%	8.2%	15.9%	42.3%	19.5%	14.1%	45,078
	5歳	100.0%	8.0%	16.5%	41.6%	19.7%	14.2%	45,051
	6歳(就学前)	100.0%	8.2%	17.6%	40.0%	18.7%	15.6%	45,692

注：令和元年10月より、教育・保育の無償化が行われており、保育の必要性の認定を受けた場合、認可外保育施設においても3～5歳では月額3.7万までの利用料、0～2歳では住民税非課税世帯の子ども達を対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化している。

(2) 「ベビーシッター事業者」の時間額利用料の状況

「ベビーシッター事業者」の時間額利用料をみると、全時間帯を通じて「1～3千円未満」が最も高くなっている。(表6)

表6 会員、非会員別にみた各時間帯の時間額利用料

		総数	1千円未満	1～3千円未満	3～5千円未満	5～7千円未満	7千円以上	平均利用料(円)
会員	早朝 5～8時	100.0%	1.2%	89.7%	8.2%	0.7%	0.3%	2,045
	日中 8～18時	100.0%	1.4%	95.0%	2.9%	0.2%	0.6%	1,754
	夜間 18～22時	100.0%	0.9%	93.6%	4.5%	0.5%	0.5%	1,880
	深夜 22～5時	100.0%	1.1%	86.5%	10.7%	1.0%	0.7%	2,210
非会員	早朝 5～8時	100.0%	1.1%	86.5%	11.0%	0.8%	0.6%	2,245
	日中 8～18時	100.0%	2.1%	92.9%	3.9%	0.6%	0.5%	1,802
	夜間 18～22時	100.0%	1.0%	90.3%	7.3%	0.7%	0.7%	1,990
	深夜 22～5時	100.0%	1.2%	83.6%	13.1%	0.7%	1.3%	2,318

## 6 施設の今後の方向性等

### (1) 施設の今後の方向性

施設の類型別に今後の方向性をみると、「認可保育所等への移行を希望（移行予定を含む）」施設は「事業所内保育施設」で 16.0%、「ベビーホテル」で 29.7%、「その他の認可外保育施設」で 35.4%となっている。（表 7）

そのうち、「近々、認可保育所等に移行する予定であり、認可を受ける見込みがある」「認可保育所等への移行を希望し、認可基準を満たしているが、認可を受けられない」施設の類型別にみた移行する予定、希望の施設・事業は「事業所内保育施設」、「ベビーホテル」は「小規模保育事業」が最も多く、「その他の認可外保育施設」では「保育所」が最も多い。（表 8）

また、「将来的には認可保育所等への移行を希望しているが、現在のところ、移行の予定はない」施設について、「認可保育所等へ移行しない理由」をみると、「事業所内保育施設」は「移行するために、どのように進めたら良いかわからないため」が最も多くなっており、「ベビーホテル」、「その他の認可外保育施設」は「認可基準に満たない」が最も多くなっている。（表 9）

※認可保育所等とは、子ども・子育て支援新制度の施設事業である認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）をいう。

表 7 認可外保育施設の類型別にみた今後の方向性

	総数	認可外保育施設として運営を続ける	認可保育所等への移行を希望（移行予定を含む）	不詳			
				近々、認可保育所等に移行する予定であり、認可を受ける見込みがある	認可保育所等への移行を希望し、認可基準を満たしているが、認可を受けられない	将来的には認可保育所等への移行を希望しているが、現在のところ、移行の予定はない	
事業所内保育施設	100.0%	83.4%	16.0%	0.9%	3.2%	11.9%	0.7%
ベビーホテル	100.0%	68.6%	29.7%	2.8%	3.3%	23.6%	1.7%
その他の認可外保育施設	100.0%	63.5%	35.4%	5.0%	5.1%	25.4%	1.1%



表 8 施設の類型別にみた移行する予定、希望の施設・事業

	総数	認定こども園	保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業	不詳
事業所内保育施設	100.0%	9.4%	22.7%	37.4%	0.0%	0.0%	16.8%	13.6%
ベビーホテル	100.0%	8.7%	17.4%	47.8%	2.2%	2.2%	10.9%	10.9%
その他の認可外保育施設	100.0%	18.6%	42.3%	24.4%	2.4%	0.2%	3.4%	8.7%

表9 施設の類型別にみた認可保育所等へ移行しない理由（複数回答）

	認可基準に満たない	移行すると経理が煩雑になる	移行する手続きが煩雑である	移行するための資金が不足している	移行するためには、どのように進めたら良いかわからなかったため	地方公共団体がこれ以上認可施設・事業を必要としていないため、現時点では認可基準を満たす必要性がないと考えているため	その他	不詳
事業所内保育施設	12.9%	5.6%	9.9%	10.6%	26.6%	13.1%	18.5%	2.9%
ベビーホテル	25.7%	1.4%	10.8%	21.3%	19.9%	10.8%	9.1%	1.1%
その他の認可外保育施設	23.8%	3.9%	10.2%	17.2%	21.4%	9.8%	12.3%	1.5%

## (2) 認可保育所等になるための基準充足状況

認可外保育施設における認可保育所等になるための基準の充足状況をみると、「事業所内保育施設」、「ベビーホテル」、「その他の認可外保育施設」は「認可保育所等の人員配置・設備基準をいずれも満たしている」が最も多い。(表 10)

表 10 施設の類型別にみた認可保育所等になるための基準充足状況

	総数	認可保育所等の人員配置・設備基準をいずれも満たしている	認可保育所等の人員配置を満たしているが、設備基準を満たしていない	認可保育所等の人員配置を満たしていないが、設備基準を満たしている	認可保育所等の人員配置・設備基準をいずれも満たしていない	わからない	不詳
事業所内保育施設	100.0%	57.2%	7.7%	3.0%	9.5%	20.2%	2.4%
ベビーホテル	100.0%	28.4%	13.8%	4.9%	24.5%	23.2%	5.2%
その他の認可外保育施設	100.0%	44.0%	13.8%	7.1%	15.1%	16.6%	3.4%

「認可保育所等の基準に満たない」施設について、基準に満たない点をみると、人員配置に関しては全ての類型において「調理員を置いていないため」が最も多い。(表 11-1)

表 11-1 施設の類型別にみた「認可保育所等の基準に満たない」施設の基準に満たない点（複数回答）～人員配置～

	保育従事者に保育士資格を有しない者がおり、且つ配置数も基準に満たないため	保育従事者はすべて保育士資格を有しているが、配置数が基準に満たないため	保育従事者の配置数は基準を満たしているが、保育士資格を有しない保育従事者がいるため	調理員を置いていないため	嘱託医がないため
事業所内保育施設	12.5%	16.3%	32.7%	66.6%	45.3%
ベビーホテル	28.5%	7.2%	40.7%	59.3%	40.7%
その他の認可外保育施設	23.2%	6.7%	47.8%	48.4%	29.8%

「認可保育所等の基準に満たない」施設について、基準に満たない点をみると、施設設備に関しては、全ての類型において「調理室または調理設備を有しないため」が最も多く、次いで「乳児室・ほふく室・保育室の面積基準を満たさないため」が多くなっている。(表 11-2)

表 11-2 施設の類型別にみた「認可保育所等の基準に満たない」施設の  
基準に満たない点（複数回答）～施設設備～

	乳児室・ほふく室・保育室の面積基準を満たさないため	屋外遊戯場の基準を満たさず、且つ付近に屋外遊戯場に代わるべき公園等もないため	付近に屋外遊戯場に代わるべき降園はあるが、自治体の方針により、屋外遊戯場がないと認可が得られないため	乳児室・ほふく室・保育室が2階以上に設けられており、耐火建築、避難経路等に関する基準に満たないため	調理室または調理設備を有しないため	児童用便所を有しないため
事業所内保育施設	30.3%	16.5%	11.0%	10.0%	52.4%	7.8%
ベビーホテル	26.0%	19.8%	7.6%	20.1%	49.0%	22.6%
その他の認可外保育施設	35.4%	9.8%	9.3%	13.9%	44.4%	13.4%

「認可保育所等の基準に満たない」施設について、基準に満たない点をみると、人員配置・施設設備以外のその他に関しては、「事業所内保育施設」、「その他の認可外保育施設」では「最低定員を満たせないため」、「ベビーホテル」では「保育時間・開所時間に関する基準を満たせないため」が最も多くなっている。(表 11-3)

表 11-3 施設の類型別にみた「認可保育所等の基準に満たない」施設の  
基準に満たない点（複数回答）～その他～

	最低定員を満たさせないため	保育時間・開所時間に関する基準を満たせないため	その他
事業所内保育施設	25.0%	21.3%	12.1%
ベビーホテル	16.9%	19.1%	16.3%
その他の認可外保育施設	15.5%	13.3%	14.7%

## 用語の解説

### 【認可外保育施設の状況（認可外保育施設調査）】

#### 1 「認可外保育施設」

都道府県知事等の認可を受けていないが、保育所等と同様の業務を目的とする施設。

##### （1）「事業所内保育施設」

事業主が従事者のために設置している施設。

##### （2）「ベビーホテル」

次のいずれかを常時運営している施設。

ア：夜8時以降の保育

イ：宿泊を伴う保育

ウ：利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上

##### （3）認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者」）

児童の居宅等において保育を行う事業者。

##### （4）「その他の認可外保育施設」

事業所内保育施設、ベビーホテル及び認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者」）以外の認可外保育施設。

#### 2 「保育従事者数」

保育士等の資格の有無にかかわらず、保育に従事している者。

#### 3 「利用料」

##### （1）月額利用料

施設が月単位で保育日や保育時間を定め、保育サービスの対価として、保護者が施設に支払う料金をいう。（給食費や延長料金は含み、入会金やおむつ代などにかかる費用は除いたもの）

##### （2）時間額利用料

施設が時間単位の保育料を定め、保育サービスの対価として、保護者が施設に支払う料金をいう。